

「東京ダーツオーガニゼーション選手会」会則(総則) 第5版

第1章 総則

第1条 名称

- (1) 本会の正式名称を「東京ダーツオーガニゼーション選手会」とする。
- (2) 略式表記は「TDO選手会」とする。

第2条 構成

- (1) 本会は、東京ダーツオーガニゼーション(以下TDO)の会員全体で構成する。

第3条 事務所等

- (1) 事務所等の固定的な活動拠点は設置しない。
- (2) 通達、連絡等は電子メール環境(メーリングリスト)、および、東京ダーツオーガニゼーションのホームページ利用を主とする。
- (3) 電子メール等が利用できない場合は、地区別分科会を連絡網として活用する。
- (4) 必要に応じてTDO事務局を連絡場所として利用することができる。

第4条 目的、活動

- (1) 選手各自がTDOの一員であることを自覚し、リーグの円滑な運営に積極的に協力するための活動基盤とする。
- (2) ベニュー代表選手会、運営委員会、地区別分科会、を開催し、選手の意見集約・調整を行う。
- (3) 選手会を代表する評議員を通じ、選手の意見等をTDO評議会、オーナー会へ提案する。
- (4) 会員の義務履行の促進と権利を維持するための調整機関として活動する。

第2章 会員

第5条 入会

- (1) TDOの会員は、自動的に本会の会員となる。

第6条 退会、除名

- (1) TDOを退会、除名となった場合は、自動的に本会からも退会とする。

第7条 義務

- (1) TDOの円滑な運営と発展のため、積極的に協力し活動しなければならない。

第8条 権利

- (1) 第3章に規定する組織を通じて、TDOの運営に携わることができる。
- (2) TDOの定めたルールに従い、リーグ戦、トーナメントに参加することができる。

第3章 組織

第9条 選手総会

- (1) 選手総会は会員全員により組織される。
- (2) 総会の定足数は委任を含め全会員の1/5以上とする。
- (3) 決議事項は、委任を含めた出席者の過半数をもって可決とする。
- (4) 選手総会は原則的に臨時開催のみとし、定期総会は開催しない。
- (5) 選手総会は、第10条に定める「ベニュー代表選手会」または、第11条に定める「選手会運営委員会」において、選手総会での議決が必要と判断した場合に逐次召集し開催する。
- (6) 選手総会の議長は選手会長が務める。
- (7) 選手総会の議事録は、選手会運営委員会にて作成し、各ベニューへ配布する。

第10条 ベニュー代表選手会

- (1) ベニュー代表選手会を組織し、これを選手会の決議機関とする。
- (2) ベニュー代表選手会は、各ベニューより1名ずつ選出した代表選手全員で構成する。
- (3) ベニュー代表選手の選出は、各ベニューが任意に行うことができる。
- (4) ベニュー代表選手の任期は特に規定しない。
- (5) ベニュー代表選手会は、下記の場合を含め、必要に応じて「ベニュー代表選手会議」を開催する。
 - ① ベニュー代表選手の1/3以上から開催要求があった場合
 - ② TDO評議会、オーナー会、地区別分科会からの開催要求があった場合
 - ③ 選手会長、選手会副会長、選手会書記および、選手会運営委員会が必要と判断した場合
- (6) ベニュー代表選手会議に出席できない場合は、下記のいずれかを可能とする。
 - ① 同一ベニューから代理者を選任する(口頭委任で可とする)
 - ② 同一地区の他代表選手に委任する(委任状)
- (7) ベニュー代表選手会は、以下の事案についての協議と決議を行う。
 - ① 選手会長の任命の審議、承認
 - ② 選手会長による選手会副会長、及び選手会書記指名の審議、承認
 - ③ 選手会長、選手会副会長、及び選手会書記の罷免に関する審議、承認
 - ④ 選手会会則(総則)の改定内容審議、承認
 - ⑤ その他選手会運営委員会が重要と判断した事項の審議、承認
- (8) 委任者を含むベニュー代表選手は、原則として下記以外とする。ただし、評議会での議決権と関連がないと判断できる場合などは、選手会運営委員会の承認により、例外を認める。

- ① TDO役員
 - ② TDO事務局長、事務局次長、事務局各部部長
 - ③ ベニューオーナー
- (9)ベニュー代表選手会の定足数は委任を含めベニュー代表選手全員の1/3以上とする。
- (10)決議事項は、委任を含めた出席者の過半数を持って可決とする。
- (11)ベニュー代表選手会の議長は選手会長が務める。
- (12)ベニュー代表選手会の議事録は、選手会運営委員会が作成し、ベニュー代表選手全員へ配布する。

第11条 選手会運営委員会

- (1)選手会の運営を効率的に行うため、選手会運営委員会を組織する。
- (2)選手会運営委員会は、地区別分科会の正委員全員と選手会長、選手会副会長2名、選手会書記(臨時)で構成する。
- (3)会計担当者は副会長から1名を選出し兼務とする。
- (4)選手会運営委員会は、下記の実務を遂行する。
 - ① ベニュー代表選手会、選手総会の開催準備等
 - ② 選手会予算と活動計画の策定、執行等の会計業務
- (5)辞任、罷免等による選手会長の任期中の欠員は、選手会副会長の1名が代行する。代行者は、選手会運営委員会での互選とする。
- (6)選手会長を除く委員の任期中の欠員は、地区別分科会より逐次補充する。
- (7)選手会運営委員の任期は特に設けない
- (8)各地区の正運営委員は、TDO評議会への代理出席権を持つ。ただし、正委員が選手会副会長を務める地区については、副委員が代理権を持つものとする。
- (9)第10条第7項に定める事案以外についての、協議と決議を行う事ができる。

第12条 ベニュー代表選手会地区別分科会(地区別分科会)

- (1)ベニュー所在地毎に最大10店舗程度を上限とした地区別分科会を設置。
- (2)地区に属するベニューのベニュー代表選手全員で構成する。
- (3)各地区より正1名、副2名の委員を選出する。
- (4)地区内での下記実務を必要に応じて執行する。
 - ① ベニューへの連絡事項通達
 - ② ベニュー代表選手会からの依頼事項検討
 - ③ 地区内の選手からの要望事項の取りまとめ、調整

第13条 選手会長

- (1)全会員から1名の選手会長を選任する。
- (2)任期を2年とし、2期までを限度とする。
- (3)候補者を各地区別分科会にて選定し、ベニュー代表選手会にて下記方法にて選出す

る。

- ① 候補者が1名の場合は、信任の決議を行う
 - ② 候補者が複数名の場合は、投票を行い、最多得票者について信任の決議を行う。
 - ③ 投票の結果が同数の場合は、最多得票者同士による決戦投票を行い、最多得票者についての信任の決議を行う。
 - ④ 投票において、過半数を超える得票を得た場合は、信任されたものとみなし、信任決議は不要とする。
- (4) 選手会長は、選手会副会長2名を選手会から指名する。
- (5) 手会長は、必要により選手会の中から選手会書記1名を指名することができる。
- (6) 選手会長は、選手会副会長2名とともに選手全員を代表し、TDO評議会へ参加する。
- (7) 選手会長は、TDO評議会へ選手会からの意見を伝え、決議事項、議事を選手会運営委員会へ報告する義務を負う。
- (8) 選手会長がTDO評議会へ出席できない場合は、選手会運営委員会の代理権を持つ者から代理者を指名する。
- (9) 任期途中で辞任、解任については、選手会副会長1名が選手会長職を代行する。代行者は選手会運営委員会での互選とする。
- (10) 選手会長職は、以下の事由によりその任を解くことができる。
- ① 辞任
 - ② ベニュー代表選手会での不信任決議による罷免
 - ③ TDO会員資格の喪失

第14条-1 選手会副会長

- (1) 選手会副会長は、選手会長が選手会から指名し、ベニュー代表選手会での承認を得て任命される。
 - (2) 選手会副会長の定数は2名とする。
 - (3) 選手会副会長は、原則的に選手会長を含めた同一地区からの選出は行わない。ただし、ベニュー代表選手会での承認を得られた場合は、例外を認める。
 - (4) 選手会副会長の任期は、選手会長に準じる。ただし、選手会長の任期途中の交代については、選手会副会長の交代は行わず、当初の任期を適用する。
 - (5) 選手会副会長は選手会長職務を補佐し、選手全員を代表してTDO評議会へ参加する。
 - (6) 選手会副会長は、TDO評議会へ選手会からの意見を伝え、決議事項、議事を選手会運営委員会へ報告する義務を負う。
 - (7) 選手会副会長がTDO評議会へ出席できない場合は、選手会運営委員会の代理権を持つ者から代理者を指名する。
 - (8) 選手会長の辞任・罷免による会長代行、および、選手会副会長自身の辞任・罷免などにより、欠員が生じた場合は、選手会運営委員会での互選により代行者を選任する。
 - (9) 選手会副会長職は、以下の事由によりその任を解くことができる。
- ① 辞任
 - ② ベニュー代表選手会での不信任決議による罷免

③ TDO会員資格の喪失

第14条-2 選手会書記

- (1) 選手会書記は、選手会長が選手会から指名し、ベニュー代表選手会での承認を得て任命される臨時の役職である。
- (2) 選手会書記の定数は1名とする。
- (3) 選手会書記の任期は、選手会長の判断により設定できる。また、選手会長の任期途中の交代については、選手会書記の任期も選手会長に準じるものとする。
- (4) 選手会書記は選手会長職務を補佐する。
- (5) 選手会長の辞任・罷免による会長の交代、および、選手会書記自身の辞任・罷免などにより、欠員が生じた場合は、補充は行わない。
- (6) 選手会書記職は、以下の事由によりその任を解くことができる。
 - ① 辞任
 - ② ベニュー代表選手会での不信任決議による罷免
 - ③ TDO会員資格の喪失

第15条 報酬等

- (1) 基本的に無報酬とする。

第4章 事務

第16条 事務作業一般

- (1) 選手会運営委員会の事務／会計担当者により以下の事務作業を行う。
 - ① ベニュー代表選手会の開催案内通達、会場手配、議事録作成／配布等
 - ② 選手会メーリングリスト、ホームページ(選手会ページ)の保守、維持
 - ④ その他必要となる事務作業一般
- (2) 地区別分科会は、必要に応じて適宜事務担当者を設置し、以下の作業を行う。
 - ① 地区別分科会の開催案内通達、会場手配等
 - ② 地区所属ベニューへの連絡、通達
 - ③ その他必要となる事務作業一般

第5章 会計

第17条 予算、会計業務

- (1) 会の活動費は年ごとに予算案を策定し、TDO評議会で承認を得た額をTDO事務局より支給を受ける。
- (2) 決算後、TDO評議会に対し会計報告を行う。
- (3) 会計業務全般は、選手会副会長の会計担当者が行う
- (4) 会計業務は、以下の通りとする。

- ① 予算の策定、TDOに対する予算申請
- ② 選手会内の各会議体の運営費支払い
- ③ 選手会で認められた活動に関する実費請求への支払い
- ④ TDOへの会計報告
- ⑤ TDOから支給される活動費の管理

第18条 会計監査、報告

(1)会計監査は、地区代表から選出された1名が年一度実施し、ベニュー代表選手会に報告する。

第6章 その他

第19条 (会則の変更)

本会則の変更には、ベニュー代表選手会での承認の後、TDO評議会での承認が必要。

以上

【改定履歴】

2005年5月28日 V0.0 原案作成

2005年5月29日 V0.1 誤字等の修正、ベニュー代表者会議でのコメント追記

2005年6月3日 V0.2 ベニュー代表選手会等の構成見直し、その他

2005年7月17日 V0.3 ベニュー代表者会議での意見反映、その他

2005年8月14日 V0.4 MLでの議論、および、会則作成委員会での意見反映

2005年8月27日 ベニュー代表者会議にて一部訂正の上、承認(V1.0とする)

2005年9月29日 V1.1 役職名等、選手会組織構成の一部見直し

2005年10月15日 TDO評議会承認 第一版発効 付則削除

2006年3月26日 V2.0 へ改定(運営委員会に決定権を与え、予算管理を行なう)

2007年1月20日 V3.0 へ改定(選手会運営委員会の承認で、ベニュー代表選手になる基準を緩和する)

2008年2月03日 V4.0 へ改定(ベニュー代表選手会の承認で、「第11条(3)副会長を運営委員から指名する」を削除、以下繰り上げとする。「第12条(1)※原則的にオーナー会の地区分けに併せる」をカット。「(3)地区より正副2名の委員・・・」を「正1名副2名」に変更

2008年6月28日 V5.0 へ改定(選手会書記の新設に関わる項目「第10条(5)③(7)②③」「第11条(2)」「第13条(5)」「第14条-2」の追加と事業計画→活動計画への改め「第11条(4)②」)

2008年7月2日 評議会承認

補足資料1 : TDO 選手会組織図

補足資料2 : 議案提出フロー図

補足資料3 : 地区別分科会構成図